

**OSS License Checked!** Orchestrating a brighter world **NEC**

オープンソースプロジェクトの「命」を伝える  
**オープンソースカンファレンス 2019.Enterprise**

OSCCでGPLと言えば、GNU GPL しかないと思うが、そう考えない人もいるようなので、書いておきます。

**GNU GPLの基本**  
「ソース開示は、契約の義務じゃない。再頒布の許諾条件だ！」

2019年10月10日  
NEC OSS推進センター・姉崎章博

**Orchestrating a brighter world**

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かさないもの、それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をもつ「知的インフラプラットフォーム」としてリーダシップを發揮し、卓越した技術とさまざまな知識やアイデアを融合することで、世界の国々や地域の人々と協働しながら、明るく希望に満ちた暮らしと社会を實現し、未来につなげていきます。

**自己紹介**

- NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- 元、汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
  - 「IA-64 Linux on 16-Wayサーバ(Axus)」Linux Conference 2000 Fall
- OSSライセンスの解説に取り組み2006~
- 2008年から、OSSライセンスのコンサルをビジネスに
  - @IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

**OSSライセンス入門**

第1回 解説がメインのOSSライセンス講座

- OSCC講演が専門記事では驚異的な386はてブ記録  
→ <https://jp.nec.com/oss/ostick/article.html>
- 著作権情報センター第9回著作権・著作権接権 論文 佳作入選  
「OSSライセンスとは~著作権法を権原とした解釈」  
「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

**GNU GPL** グニュー ジーピーエル  
**GNU General Public License**  
グニュー ジェネラル パブリック ライセンス

GNU projectで開発公開する**プログラム**のライセンスの一つ

- GNUソフトウェア: GNU Emacs, GCC, gdb, ...
- 多くの他の開発プロジェクトでも利用
- Linuxカーネル、Samba、MySQL、WordPress、...

**ライセンスは 契約ではない**  
「ライセンサーとライセンシーとの契約」?

それは「ライセンス」ではなく「ライセンス契約」。

商用ソフトウェアのソフトウェアライセンスの  
EULA: End User License **Agreement** は  
ライセンスについての**合意**、つまり、**ライセンス契約**。

“**Licenses are not contracts**” by Eben Moglen  
10 September 2001  
<https://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

そもそも、**ライセンスとは**  
**a license is a unilateral permission, not an obligation,**  
**ライセンスは、一方的な許諾**であり、義務ではない

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006  
<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html>  
ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語

ライセンス(license)はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す“licentia”という言葉が起源とされる。  
17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすることであるとの定義が現れる。  
金子宏著、Section 1 ライセンス概論「ビジネス法務大系1 ライセンス契約」日本評論社

Stallman氏が**GPLを契約法に基づかせない正当な2つの理由**  
**Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos**  
<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

by Richard M. Stallman  
June 09, 2005

1. Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.  
著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、**非常に均質である**。

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck!  
契約法を使わないもう一つの理由は、**コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。うざりする!**

作った人たちが「**GPLは契約ではない**」と、言っているのに、  
**GPLを契約と扱って、  
妥当な扱いが出来るわけが無い。**

にもかかわらず、あるIPA報告書(2009年)では、  
『「**GPLは契約ではなくライセンスである**」と  
いったことは一切述べていない。』などと**事実誤認**

**GPLは、何を許諾・許可しているのか?**

Linuxの場合、**GPLV2 第3条**  
<https://www.opensource.jp/gpl/gpl2a.html>

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、**許諾条件1**(BSDL相当+α)

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)を**オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる**許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを**添付する**。(0項)

b) 著作物に、(0項)ソースコードを、(0項)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった**申し出を添える**。(以下省略) **許諾条件2**

つまり、GPLだけで、**自由**に使えているわけじゃない

Linuxが流行って、GPLとか意識する以前から、UNIXにSambaで共有フォルダを作成したり、Apacheで社外Webサーバを立ち上げていた。

これは、何もしていなかったから、  
**GPL違反、Apacheライセンス違反だったのか?**

GPLが無かったって、**自由に実行はできる**-違反ではない

使用許諾契約書などの制約なく、バイナリが公開されたら**自由に実行でき、ソースが公開されたら自由に改変もできる。**

Webで公開  
Samba  
アップロード  
音楽を聴くのに著者の許可が必要か? 音楽を聴くのに作曲家の許可が必要か?  
共有フォルダ  
Samba  
Samba開発者

「ここまで**GPLは関係ない**」が

複製権の行使が許諾される  
複製権の行使が許諾される  
複製権の行使が許諾される

「**許諾を得て利用可能**」

「**無断なら他人の著作権侵害**」

「**契約ではない**」なら、やらなくてよいのか?  
許諾**条件**(BSDL相当+α、ソース開示)を満たさなければ、「複製または頒布」が**許諾(ライセンス)**されないだけ。

「**ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること**」  
なので、やらなければ**違法行為**(法律違反)になる。  
「**GPLが無ければ、再頒布は違法行為**」

ソフトを自由にするルールとGPLを誤解している人もこの道理をわかっていない。

「**契約でなければ、法律違反は気にしない**」のか?  
それは、おかしい。

許諾条件を満たさないと、**どの法律違反**になるのか?

すでに出ているが、**著作権法**。  
GPLには、**こう直接的に記載されていないので、わかっていない人が多い**

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、  
**著作権法に基づいている**

Most free software licenses are based on **copyright law**  
<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、  
**著作権を元**にしています。

Most free software licenses are based on **copyright**  
<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

**GPLの目的**: 著作権を活用して、何をしたいのか?

**よく聞く都市伝説**

- **企業のプログラムをソース公開させたい**
- **プログラムは何の制約も無い自由であるべきだ**
- **ソフトウェアの自由を保証する**

**GPLの目的**: GPLv2の前文

GNU General Public Licenseは、

- **あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更したりする自由を保証する**—すなわち、ソフトウェアがそのユーザすべてにとってフリーであることを**保証することを目的としています**。

「**保証することを目的として**」るが、**保証しているわけではない、かも…なぜなら**

- **あなたがフリーソフトウェアの複製物を頒布する自由を保証するよう設計されています**

結果として「**保証するよう設計されています**」と読める

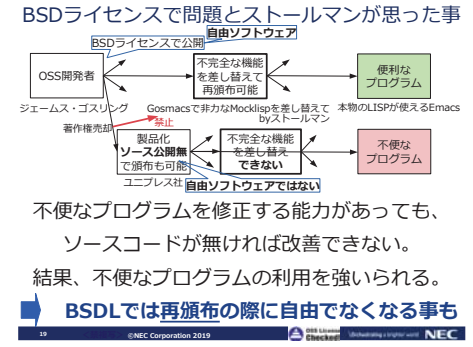
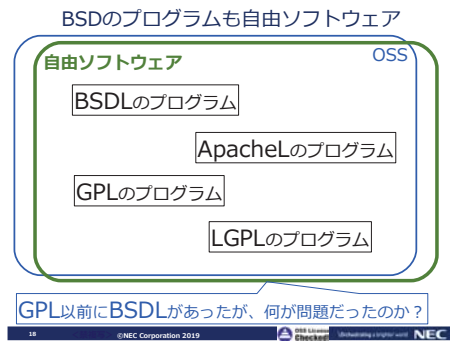
で、保証しようとしている「自由」は  
フリーソフトウェアを共有したり変更したりする  
**自由**  
フリーソフトウェアの複製物を**頒布する自由**

※なお、最近(数年前)のGNUサイトでは、  
「フリーソフトウェア」は「自由ソフトウェア」と表現  
「フリーソフト」との混乱・誤用を避けるためか。

自由ソフトウェアとは？  
<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>  
 あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、  
 その利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです

0. どのような目的に対しても、  
 プログラムを望むままに**実行**する自由
1. プログラムがどのように動作しているか研究し、  
 必要に応じて**改造**する自由
2. 身近な人を助けられるよう、コピーを**再頒布**する自由
3. **改造**した版を他に**頒布**する自由

BSDやApacheのプログラムにこれらの自由はないですか？



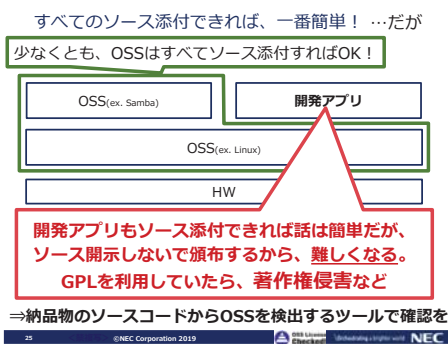
ソースが無くて改変できない事態を避けるために  
**再頒布の条件にソース開示の条件を加える**  
 GNU Emacs General Public License  
 後にこの手法(method)の愛称を「コピーレフト」とした。  
 GNU Emacs以外のプログラムでも使えるように汎用化  
 GNU General Public License  
**決して、コピーレフトという概念があって、  
 ソース開示も求めたわけではない！**  
**「コピーレフトという概念が重要」と語られる内容には注意**

コピーレフトの都市伝説  
 コピーレフトはコピーライトの逆の意味  
 著作権に反対しているかと、著作権を逆手に取ったとか  
 コピーレフトはコピーライトが残っているという意味  
 そんなことGNUは言っていない  
 コピーレフトの概念のライセンスへの適用状況に応じて  
 コピーレフト型、準コピーレフト型、非コピーレフト型  
 の3つに分類(IPAの報告書での分類)  
 そんな適応基準のようなものは存在しない！

さて、  
 こんなGPLの表現を見かけますよね・・・  
**改変するとソース公開の義務が発生する**  
**改変にかかわらず、ソース開示が頒布の条件**  
**GPLのライブラリをリンクすると**  
**アプリもGPLになる(?)**

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明  
[https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU\\_General\\_Public\\_License](https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License)  
 ライブラリ  
 …、次のようないくつかの異なる見解が存在する。  
**見解1:** プロプライエタリ・ソフトウェアを  
 動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する  
**見解2:** プロプライエタリ・ソフトウェアを  
 静的リンクすることはGPLに違反するが、  
 動的リンクに関しては不明瞭  
**見解3:** リンクは無関係である  
 その解説は有償講義で

GNU GPLの理解を高める、お手伝いします  
**■OSSライセンスと著作権法 講義(SH)**  
 第1章 OSSは一般に他人の著作物  
 第2章 OSSライセンス違反とは  
 第3章 著作権について  
 第4章 OSSライセンスの概略  
 第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について  
 第6章 基本的な対策例  
 補遺 GPLV3について  
 補遺 2 体制例  
 次回、2019年12月10日(火) NEC本社で実施、一人8万円の公開(公算)セミナーの開催も可能  
 詳細は、<https://jpn.nec.com/oss/osslic/> 掲載PDF参照  
 ・他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H  
<https://jpn.nec.com/oss/osslic/OSSedu.html>



使っているOSSとライセンスは判明した。で、何をすれば？  
 という、自らの理解が不安な方のために  
**■製品個別・対策支援アドバイス・サービス**

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/OSSproduct.html>



<https://jpn.nec.com/oss/osslic/>